

■宇都宮市民卡和印章登记证

如果持有宇都宮市民卡和印章登记证，输入密码就可以通过自动发放机得到居民证的抄本、印章登记证明、登记存根记载事项证明书等。

自动发放机的设置场所和利用时间：市政府正门、JR 宇都宮站、雀宮地区市民中心为上午 8 时 30 分～下午 8 时；APITA 宇都宮店、BellMall 为上午 10 时～下午 8 时；上河内地区自治中心为星期一～星期五上午 8 时 30 分～下午 8 时，星期六・星期日、节假日上午 9 时～下午 8 时；河内地区自治中心为星期一～星期五上午 8 时 30 分～下午 5 时 15 分，星期二～星期五上午 8 时 30 分～下午 8 时，星期六上午 10 时～下午 8 时，星期日、节假日上午 10 时～下午 6 时，星期一逢节假日时，之后的第一个工作日为上午 8 时 30 分～下午 5 时 15 分。以上场所均可在星期六・星期日、节假日利用。但 12 月 29 日～次年 1 月 3 日休息。



咨询：市民科 ☎ 632-2271

がいこくじんとうろく
外国人登録

外国人登記

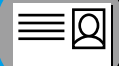
所谓的外国人登记证明书就是住在日本的外国人的身份证明书。到日本停留 90 天以上、以及在日本生小孩时，必须进行外国人登记。并且，外国人登记证明书必须随身携带。此外，外国人登记的手续只

■うつのみや市民カード兼印鑑登録証

うつのみや市民カード兼印鑑登録証があると、暗証番号の利用により住民票の写しや印鑑登録証明書、登録原票の記載事項証明書などが自動交付機でとれます。

自動交付機の設置場所と利用時間：市役所正面玄関、JR 宇都宮駅、雀宮地区市民センターは、午前 8 時 30 分～午後 8 時。アピタ宇都宮店、ベルモールは午前 10 時～午後 8 時。上河内地域自治センターは、月曜日～金曜日は午前 8 時 30 分～午後 8 時、土・日曜日、祝休日は午前 9 時～午後 8 時。河内地域自治センターは、月曜日は午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、火曜日～金曜日は午前 8 時 30 分～午後 8 時、土曜日は午前 10 時～午後 8 時、日曜日、祝休日は午前 10 時～午後 6 時、月曜日が祝日の場合、それ以降の最初の平日について午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分。いずれも土・日曜日、祝休日の利用ができます。ただし、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日は休止します。

問：市民課 ☎ (632) 2271



ません。また外国人登録証明書は常に携帯することが義務付けられています。なお外国人登録の手続きは、市役所本庁舎、上河内地域自治センター、河内地域自治センター、バンパ出張所で取り扱います。地区市民センター・出張所（バンパは除く）では、登録原票記載事項証明書の交付のみ取り扱います。※申請によって受付時間が異なります。

能在市政府本庁舎、上河内地区自治中心、河内地区自治中心、马场办事处办理。地区市民中心・办事处（马场除外）只能办理登记存根记载事项证明书的发放。※根据具体的申请受理时间不同。



外国人登録の申請別受付時間について

受付場 所	受付時 間		申請受 付	登録原 票記載事 項証明 書の交 付
市役所市民課	平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	○	○
	平日夜間	午後 5 時 15 分～午後 7 時 00 分	×	○
地域自治センター	平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	○	○
バンパ出張所	平日	午前 10 時 00 分～午後 5 時 15 分	○	○
	平日夜間	午後 5 時 15 分～午後 7 時 00 分	×	○
	土日 祝日	午前 10 時 00 分～午後 7 時 00 分	×	○
※年末年始および臨時休館のときは除きます。 ※登録原票記載事項証明書は、土・日・祝日および平日の午後 5 時 15 分以降は交付できない場合があります。				

关于外国人登记的申请受理时间

受理場所	受理時間		申請受理	登記存根記載事項証明書の發放
市政府市民科	平常	上午 8 时 30 分～下午 5 时 15 分	○	○
	平常晚上	下午 5 时 15 分～下午 7 时 00 分	×	○
地区自治中心	平常	上午 8 时 30 分～下午 5 时 15 分	○	○
马场办事处	平常	上午 10 时 00 分～下午 5 时 15 分	○	○
	平常晚上	下午 5 时 15 分～下午 7 时 00 分	×	○
	星期六、星期日、节假日	上午 10 时 00 分～下午 7 时 00 分	×	○
※岁末年初及临时休馆时除外。 ※登记存根记载事项证明书,有时在星期六、星期日、节假日及平时的 5 时 15 分以后不能发放。				

■新建登记申请

入境到日本的外籍人士要在日本暂住 90 天以上的，入境后 90 日以内由本人携护照和 2 张^(注)照片进行登记申请。未满 16 岁的人不用带照片，登记申请由同住的人前去办理。

因为登记证明书要在法务省制作再送到本市，所以大约需要 4 周的时间。因此领取登记证明书时要再来窗口一次。

生小孩时，要在孩子出生后 60 日以内提交出生申报受理证明书，进行登记。

新規登録申請

こんなとき	申請期間	必要なもの
入国したとき	入国後 90 日以内	旅券、写真 2 枚 ^(注) (16 歳未満は不要)
子どもが生まれたとき	出生後 60 日以内	出生届受理証明書

新登记申请

这些时候	申请期间	必要的材料
入境时	入境后 90 日以内	护照、照片 2 张 ^(注) (未满 16 岁不需要)
生小孩时	出生后 60 日以内	出生申报受理证明书

■变更登记申请・登记的订正

已经持有外国人登记证明书的人，当需要变更登记事项时，需要履行变更手续。新搬入宇都宫市或在市内变更住所时，自迁入新居住地之日起 14 日以内提交登记证明书，办理变更手续。并且，住所以外的登记事项出现变更时，也要变更登记。

申请由本人或同住的亲属提出，未满 16 岁的由同住的人提出。订正登记事项时，请提交护照、户口簿副本等证明已经订正的文件，进行申请。

新規登録申請

日本に入国した外国籍の人で 90 日以上在留する人は、入国の日から 90 日以内に、旅券と写真 2 枚^(注)を持参して本人が登録申請してください。16 歳未満の場合は、写真の必要はなく、登録申請は同居している人が行ってください。

登録証明書は法務省で作成し本市に送付されるため、約 4 週間かかります。このため登録証明書を受け取りにもう一度窓口に来ていただくことになります。子どもが生まれたときは、出生日から 60 日以内に出生届受理証明書を提出して登録します。

変更登録申請・登録の訂正

既に外国人登録証明書を持っている人で、登録事項に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。宇都宮市内に転入してきた場合と市内で住所変更された場合は、新居住地に移転した日から 14 日以内に登録証明書を提出して変更手続きをしてください。また住所以外の登録事項に変更があった場合も変更登録が必要です。申請は本人または同居の親族が、16 歳未満の場合は同居している人が行ってください。また登録事項を訂正した場合は、旅券、戸籍謄本など訂正したことを証明する文書を提出し申請してください。

外国人登録申請・登録の訂正

こんなとき	申請期間	必要なもの	備考
住所の変更	移転の日から14日以内	外国人登録証明書	同居の親族であれば代理申請ができます。ただし登録証明書の交付を伴う申請と同時に進む場合は代理申請はできません。
国籍の変更	変更があった日から14日以内	外国人登録証明書、写真2枚、旅券または駐日外国公館が発給した国籍取得証明書	申請できるのは本人のみです。16歳未満の人は、代理人（本人と同居している人）が申請してください。
氏名の変更	変更があった日から14日以内	外国人登録証明書、写真2枚、旅券または駐日外国公館が発給した「氏名を変更した」証明書	
在留資格、在留期間の変更	変更があった日から14日以内	外国人登録証明書、入管の許可印を受けた旅券	
職業、勤務先の変更	変更があった日から14日以内	外国人登録証明書、在職証明書など変更を証する文書	同居の親族であれば代理申請ができます。ただし、次の場合は代理申請できません。
旅券を取得、変更		外国人登録証明書、新しく交付された旅券	・再交付、引替交付、確認申請を同時に進む場合。
世帯主の氏名、世帯主との続柄を変更	変更後、他の申請を行うときまで	外国人登録証明書、変更を証する文書 ※変更事項によって証明書類は異なりますので、お問い合わせください。	・通算して1年以上滞在することになる在留期間の変更申請の場合。 なお永住者・特別永住者の人は、職業、勤務先の登録は必要ありません。
国籍国の住所を変更			
家族事項を変更			

■再交付申請

登録証明書を紛失、盗難などで失った場合は、すぐ警察に届け出をしてください。そして紛失に気がついた日から14日以内に旅券、写真2枚(注)を持参し、窓口にある理由書を書いて手続きをしてください。この申請ができるのは本人のみです。16歳未満の人は同居している人が申請してください。

■补办申請

遺失或是因被偷窃丢失登记证明书时，请立即向警察报告。另外，在意识到遗失之日起14日以内持护照、照片2张(注)到窗口填写相关理由办理手续。这种申请只能由本人提出。未满16岁的人由同住的人提出申请。

这些时候	申请期间	必要的材料	备考
住所的变更	自迁移日起 14 日以内	外国人登记证明书	如果有同住的亲属，可以代理申请。但在发放登记证明书的同时进行申请时不能代理。
国籍的变更	发生变更之日起 14 日以内	外国人登记证明书、照片 2 张、护照或驻日外国公馆发给的国籍取得证明书	只能由本人申请。未满 16 岁的由代理人(与本人同住的人)代为申请。
姓名的变更	发生变更之日起 14 日以内	外国人登记证明书、照片 2 张、护照或驻日本外国公馆发给的《已变更姓名》证明书	
暂住资格、暂住时间的变更	发生变更之日起 14 日以内	外国人登记证明书，盖有入境管理许可章的护照	同住的亲属可以代为申请。但下列情况下不能代为申请。 ・ 同时进行补办、更换发放、确认申请时。 ・ 总共停留时间达 1 年以上，申请变更停留时间时。 此外，永久居住者・特别永久居住者，不必登记职业、工作地点。
职业、工作地点的变更	发生变更之日起 14 日以内	外国人登记证明书、在职证明书等证明变更的文件	
取得、变更护照	变更后，进行其他申请前	外国人登记证明书、新发放的护照	
变更户主的姓名、与户主的亲属关系		外国人登记证明书、证明变更的文件 ※根据变更事项的不同，证明文件各不相同，请届时咨询。	
变更在本国的住所			
变更亲属事项			

■更换发放申请

外国人登记证明书明显污损、毁损时，或是变更姓名、国籍时、订正姓名、国籍、出生年月日等情况下，需要重新制作登记证明书。发生变更或订正时，请提交护照、外国人登记证明书、照片 2 张^(注)，进行申请。这种申请只能由本人提出。未满 16 岁的由同住的人提出申请。

■引替交付申請

外国人登録証明書を著しく汚損、き損した場合や、氏名、国籍を変更した場合、氏名、国籍、生年月日を訂正した場合などは登録証明書を作り替える必要があります。変更や訂正があった場合は、旅券、外国人登録証明書、写真 2 枚^(注)を提出して申請してください。この申請ができるのは本人のみです。16 歳未満の人は同居している人が申請してください。

■確認（切替）申請

16歳以上の人、外国人登録証明書に記載されている次回確認基準日から、また、16歳に達する人は16歳の誕生日から30日以内に、旅券、外国人登録証明書、写真2枚^(注)を提出して申請してください。なお申請ができるのは本人のみです。

■確認（切替）申請

対象	申請期間	必要なもの
16歳以上の人	外国人登録証明書に記載されている次回確認基準日から30日以内	外国人登録証明書、 旅券、写真2枚 ^(注)
16歳になる人	16歳の誕生日から30日以内	

■確認（改換）申請

年齢	申請期間	必要の材料
16歳以上の人	自外国人登録証明书中記載の下一次確認基準日起30日以内	外国人登録証明書、 护照、照片2张 ^(注)
満16歳の人	16岁生日起30日以内	

※^(注) = 新規登録、再交付、引替交付、確認（切替）申請に必要な写真は、サイズ縦4.5cm×横3.5cm、6カ月以内に撮影した無帽で正面を向いたもの2枚。ただし16歳未満は不要です。

■確認（改換）申請

16歳以上の人自外国人登録証明书上記載の下一次確認基準日起、剛満16歳の自16岁生日起30日以内、持护照、外国人登録証明書、照片2张^(注)提出申請。并且只能由本人提出申請。

※^(注) = 新建登記、补办、更換發放、確認（改換）申請所需要的照片，尺寸为高4.5cm×宽3.5cm、6个月以内的近照、免冠正面照2张。但未满16岁的不需要照片。

■通称名の登録

登録上の氏名（本名）とは別に日常に使用している日本式の名前（通称名）の登録を希望する場合は、外国人登録証明書、登録しようとする通称名が日常的に使われていることがわかる資料（通称名証明書、ゆうびんぶつ、勤務先や学校が発行した身分証明書など）を提出して申請してください。なお、通称名を登録された人は、通称名での印鑑登録ができます。

■通称名の登記

希望拥有与所登记的姓名（本名）不同的日常使用的日式名字（通称名）时，请提交外国人登记证明书、能说明想要登记的通称名为日常使用的名字的资料（使用通称名收到的邮寄物、工作单位或学校发行的身份证明书等），进行申请。并且，登记了通称名的人，可以使用通称名进行印章登记。

■存根記載事項証明書の発行

对于外国人来说，可以用登记存根记载事项证明书代替居民证。本人或与本人同住的家属中16岁以上的人可以提出申请。其他人提出申请时，需要本人出具的代理人选任申报。申请由本厅舍市民科及上河内地区自治中心、河内地区自治中心、各地区市民中心・办事处受理。请携带外国人登记证明书（非本人时为该人的身份证明书）。

咨询：市民科 ☎ 632-2273,2279

■再入境许可

在暂住资格期限内的暂住日本的外国人临时出境后想再次入境时，如果得到了再入境许可，就可以免去通常再次进入日本所需的签证。

东京入境管理局宇都宫办事处

所在地：本町 4-15 NI 大厦 1 楼

☎ 600-7750

受理时间：上午 9 时～正午、下午 1 时～ 4 时（星期六・星期日、节假日除外）

※地图请参照第 3 页。

<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/index.html>

■登録原票記載事項証明書の発行

外国人の人は、住民票に代わるものとして登録原票記載事項証明書があります。本人または本人と同居の家族で16歳以上の人が申請することができます。それ以外の方が申請する場合は、本人からの代理人選任届が必要です。申請は本庁舎市民課および上河内地域自治センター、河内地域自治センター、各地区市民センター・出張所で受け付けています。外国人登録証明書（本人以外の方の場合はその人の身分証明書）を持参してください。

問：市民課 ☎ (632) 2273, 2279

■再入国許可

日本に在留する在留資格期限内の外国人が一時的に出国し再び入国しようとする場合に、再入国許可を受ければ、再び日本に入国しようとする場合に通常必要とされる査証が免除されます。

東京入国管理局宇都宮出張所
所在地：本町 4-15 NI ビル 1 階

☎ (600) 7750

受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時（土・日曜日、祝休日を除く）

※地図は 3 ページ参照。

<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/index.html>